

## 金子準二——断種史上の人びと(その二)——

岡田靖雄

日戸修一は一九三八年の「断種法をめぐる諸学者」に、「日本の断種法が一日でもおくれることありとすれば金子準二先生健在に由来するだらう。げに断種法はえらい強敵をもつたのである」とかいている(東京医事新誌、第三〇九一号)。警視庁技師として犯罪精神病学面で名のひびいていた金子の影響力はおおきかった。

金子は一八九〇年(明治三三年)一月一二日岐阜県にうまれた。法学をころぞしたが、家族の反対にあつて、一九一七年一二月に東京帝国大学医科大学を卒業。同級には東龍太郎、岡治道、佐々貫之、暉峻義等、中田瑞穂がいた。法医学をやったかったが、これも家族の反対にあつて精神病学教室にはいり、犯罪精神病学をやることになった。一九二一年東京府松沢病院医長になって間もなく、大阪府の感化院修徳館の医師となり、大阪府における精神病院設立の計画にも参加した。一九二三年には東京警視庁衛生技師(のちには東京都内務部医務課技師)となり、精神病患者および精神病院に関することをあつかった(齋藤茂吉日記には、金子の名がしばしばでてくる)。同時に一九二六年には慶応義塾大学医学部講師に、また一九三一年には昭和医学専門学校教授になった。

一九四八年末に公職を辞して、翌年慈雲堂病院(精神科)の顧問となり、このちは私立精神科病院の育成にとりくんだ。同年に東京精神病院協会、日本精神病院協会を設立させて両者の常務理事。一九五〇年成立の精神衛生法は金子試案から出発していた。一九五四年には東京精神病院協会理事長(一九六六年まで)、および日本精神病院協会理事長(一九六二年まで)となった。金子は反武見の立ち場をとっていた。一九七九年八月七日死去。

金子はビブリオマニアとしてきこえ、その蔵書三万冊は金子準二文庫となったが、それが現在のはつかえる状態にはない。金子は骨太な、きかぬ気の人であった。なくなる前年の病床にお見舞いして、「来年は松沢も創立一〇〇年ですよ」ともうしあげたら、「松沢はまだ六〇年だ」と、ギョロリと目をむかれた。たしかに、巢鴨病院から松沢に移転してはそうなのだ、そこに金子のある思いがよみとれた。

わたしも参加している金子の著作集刊行の準備が、大空社によつてすすめられている。金子には犯罪学に関する著作がおおかったが、晩年には精神医学史に関する編著に全力を集中していた。『三宅鑽一博士事績』(一九六三年)、『日本精神病名目志・日本精神病俚言志・日本精神病志・日本精神病作業療法書史』(一九六四年)、『日本精神病学書史』全三冊(一九六五年、六六年)、『日本狐憑史資料集成』全三冊(一九六六、六七年)、『日本精神病観史資料集成』全三冊(一九六五、六六、七〇年)、『日本精神医学年表』(一九七三年)と、いずれも大冊の

計一〇冊である。

断種法反対の論文は一九三二年から一九四〇年にかけて一七編ほどかいている(座談会出席二をふくむ)。なかでも、断種法制定の機運がたかまつた一九三八年には一〇編である。もちろん、それらがいずれも独立の論文とはいいいにくく、同内容をすこし表現をかえているとみるべきものもおおい。金子は、当時早発痴呆についておこつた進行痲痺の病原が梅毒と確定され、マラリア接種という斬新な治療法が成果をあげ、早発痴呆(分裂病)についても確実とみえる積極的治療法がでてくる過程にたちあつた。同時に、漠然としたままに精神疾患のすべてをおおつていた遺伝の影がはつきりし、遺伝性精神神経疾患としてハンチントン舞踏病などがとりだされてくる過程も目にした。断種法に反対する理由の一は医学的なもので、精神疾患の遺伝生物学的研究の不充分さ、精神病は単一原因ではない、病気の診断およびその重症度の決定が不確実である、遺伝予後が不明確である、日本の確実な統計がない、精神病の治療がすすみ治療率が向上してきている、遺伝恐怖性精神病をつくる、断種によって優生の目的は達せられない、といった点である。

もう一つは社会的理由で、精神病をかくすようになる、家族制度をこわす、医師を死刑執行人にする、祖先崇拜観念をこわす、相剋思想を発展させる、断種される者の血族の思想を悪化させる、人道に反する、公安上の危険はまし経済的意味はない、などなどのものである。

わたしは、元氣な頃の金子から断種法その他について書くことができた。そこでは、ドイツの大学生の多くも賛成でなく、断種は大海の水を盃でくむようなものだ、それに、宮様や高貴の人の親戚の病人を数おおくみてきた、日本のように系統をおもんずるところであまりつづくのはまずいとおもつた、などのことがたられた。また、厚生省予防局の床次徳二優生課長によびだされて、断種法反対の件でしかられた。「自分は学問上反対しているので、慶応義塾大学講師や昭和医学専門学校教授の肩書きをつかつている。法律がきまれば、役人としてきまつたことはやる」と返事したところ、「君は出世できないね」といわれた、とのことであつた。だが、当時の論文をみると、ほとんどの肩書きは警視庁技師である。

警視庁技師が、国策を批判する発言をくりかえすことができた点は注目すべきであろう。逆にいえば、日本の国情にあわないという面からの断種法反対の気運が一般につよかつたのである。金子の反対理由のなかでも、日本の家族制度や血統重視の伝統からするものがつよかつた。

断種法に反対していたから進歩的な人だつた、としたい二者択一的な、逆差別的な見方が自分のなかに根づくよくなる、と、ときに感じる。金子は全体としては保守的な人だつたろうとおもふ。だが、たいへんに氣骨ある人で、断種法反対の態度をつらぬきとおし、金子の存在が国民優生法の適用をかなりおさえたことはたしかである。

この金子も戦後の優生保護法については発言していないよ

うである。かれの関心は精神衛生法に集中していたのかもしれない。

断種法反対の態度をはつきりうちだしていた人としてはほかに、慶応義塾大学教授の植松七九郎、『脳』の編集者であった菊地甚一、変質可変論をといっていた成田勝郎がいる。植松は金子とともに昭和医学専門学校で精神病学を教授し、また戦後には(いわば金子にかつがれて)東京精神病院協会および日本精神病院協会の理事長にもなった。いづれにせよ、植松と金子とはきわめてちかい間柄にあった。「植松先生もわたしの意見に影響されたのかもしれない」と、金子はわたしにかたられた。

なお、当時の精神病医の多くは、精神病患者が子をうまぬ結果にいたることという意味での広義断種(入院や、個別例での任意断種処置をふくむ)には賛成しており、この点は金子もおなじであった。問題点は、それを法律をもっておしつけるかどうか、ということにあった。

(平成十一年一月例会)

〔追記〕大空社倒産により、著作集刊行は中止となった。

## 横浜と痘瘡

中西淳朗

今回の表題は舌たらずで、「幕末における横浜の痘瘡の歴史」補遺として述べた。

幕末期の横浜は都市としての形態が未成熟であるので、痘瘡の流行に関する記録はまことに少い。その中で、大滝紀雄氏著の『かながわの医療探訪』に、東海道生麦の「関口日記」に天保四年、八年、十五年に多発したと書かれており、七十人以上の患者の約四分之一が死亡したという。日本版『臨床診断と治療』(一九七四年版・丸善)によると、七〇年代の痘瘡死亡率は大痘瘡で二〇%であるから、一五〇年前に死亡率二五%位と云う数字は、今後の検討を要するといえども全く的はずれではないと考える。

外国人の記録であるが、ヘボン先生には痘瘡の流行に関するメモはないようである。一方、W・ウィリスの一八六三年四月三〇日、並に五月十三日の手紙では、艦隊内の発生と消滅についてふれてある。しかし翌一八六四年(元治元)年六月二六日付の手紙では、日本人に流行して、公使館々員も発病したし、居留地外人に死者が出たことを報じている。さらに同年十一月三〇日の手紙には、「民間の痘瘡病院に医療指